

富士見市教育委員会障がいのある職員の活躍推進計画（第２期）

機関名	富士見市教育委員会
任命権者	富士見市教育委員会
計画期間	令和７年度から令和１１年度まで
富士見市教育委員会における障がい者雇用等の状況と課題	富士見市教育委員会の正規職員は市長部局からの出向職員で構成されており、独自の職員募集・採用を行っていません。 障がいのある職員の活躍推進を図るため、更なる推進体制の整備や、職員の障がいへの理解を深めていく必要があります。
目標	
① 採用に関する目標	教育委員会の正規職員は市長部局からの出向職員で構成されており、独自の職員募集・採用を行っていないため、市長部局と相互に連携・協力して進めていきます。 （評価方法）毎年の任免状況通報による把握・進捗管理。
② 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。
取組内容	
１ 障がい者の活躍を推進する体制整備	障がい者の雇用の促進及びその雇用の継続を図るため、必要な施設等の整備その他の諸条件の整備を図るため、教育政策課長を「障害者雇用推進者」として選任します。 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には選任を行い、埼玉労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習等の受講を通じて知識取得の機会を確保します。
２ 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	障がいのある職員の能力や希望を踏まえ、面談等を通じて、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討します。
３ 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	人事評価面談その他機会を通じて、適宜必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じるとともに、障がい特性に配慮した施設整備等に努めます。 なお、措置を講じるにあたっては、障がいのある職

	員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施します。
4 その他	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進するよう努めます。

※「障害」の「害」の字については、マイナスのイメージにつながり、誤解や偏見を受けるおそれがあるため、本計画においては、「障がい」という表記で統一しています。ただし、法律、計画、制度等の名称、その他固有名詞などについては、元の表記に従っています。